

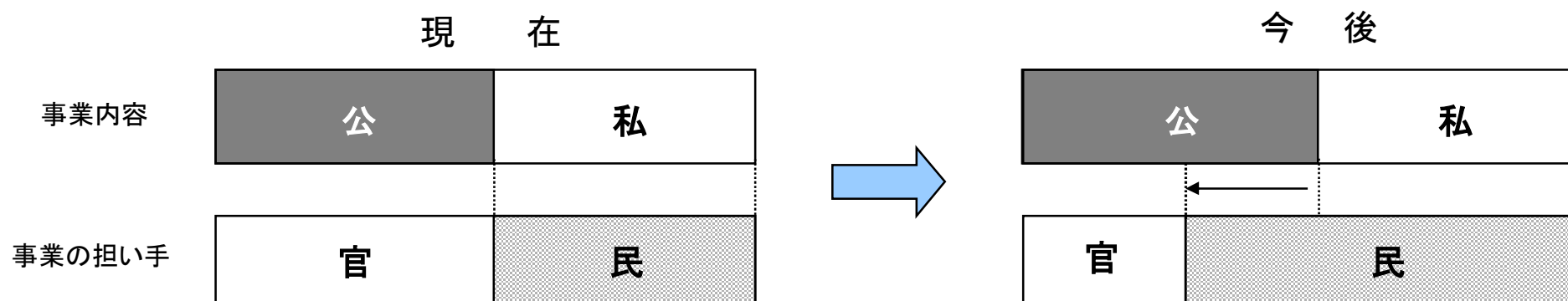
「行政の事業仕分け」について

－現場からの行政事業の総点検－

平成20年11月

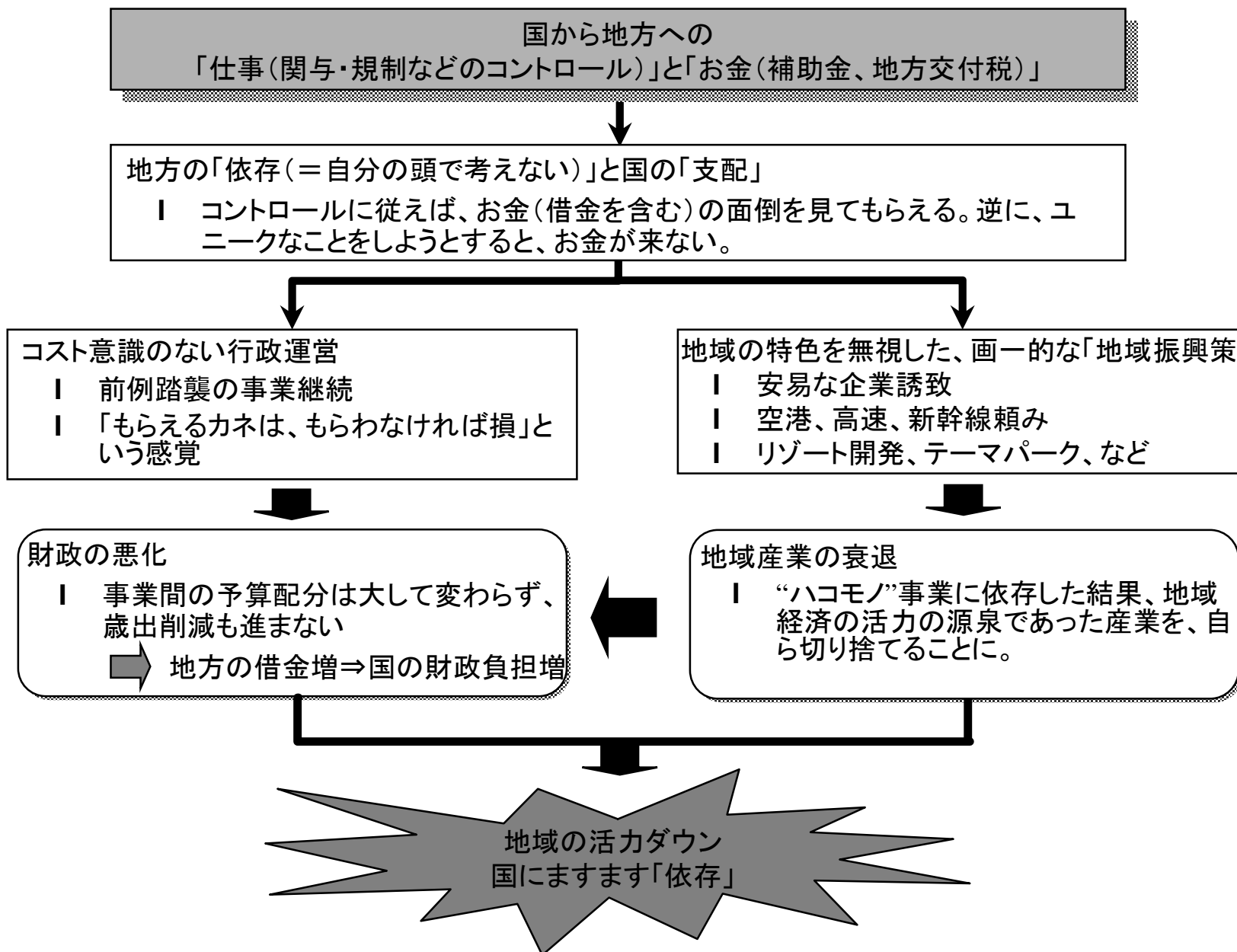
構想日本

構造改革の本質＝公益とその担い手の変化



- Ⅰ 「公益(パブリックの利益)を「官(ガバメント)」が独占する(公益国家独占)仕組みを見直し、国民(パブリック)自身が世の中を担っていく(公益国民分担)仕組みを作っていく。これは、国の統治システムの根幹にかかわる大改革。

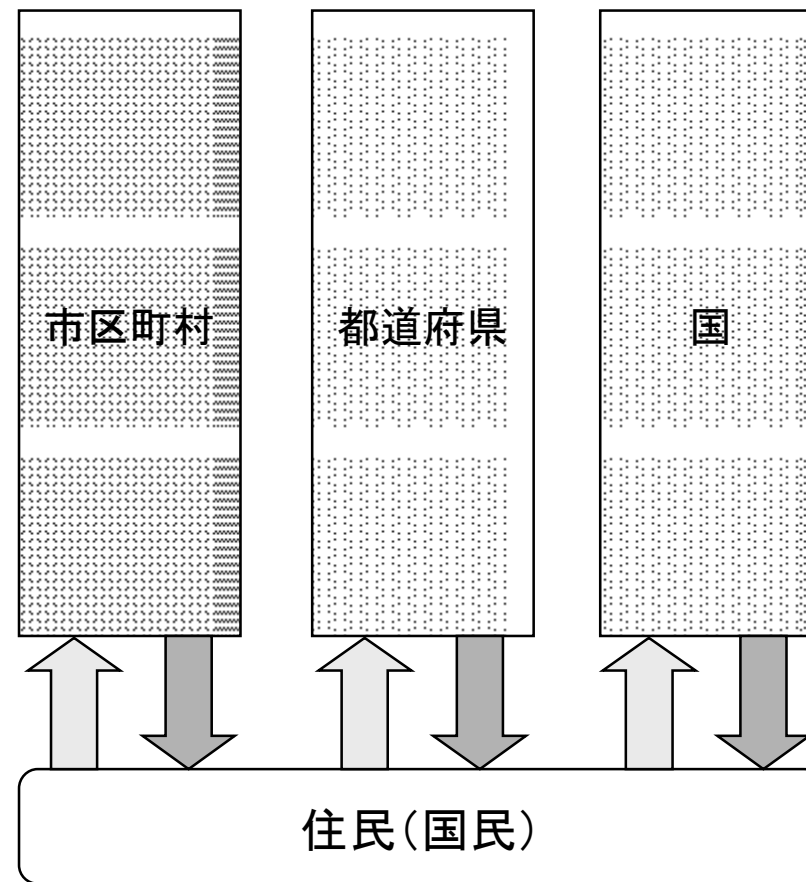
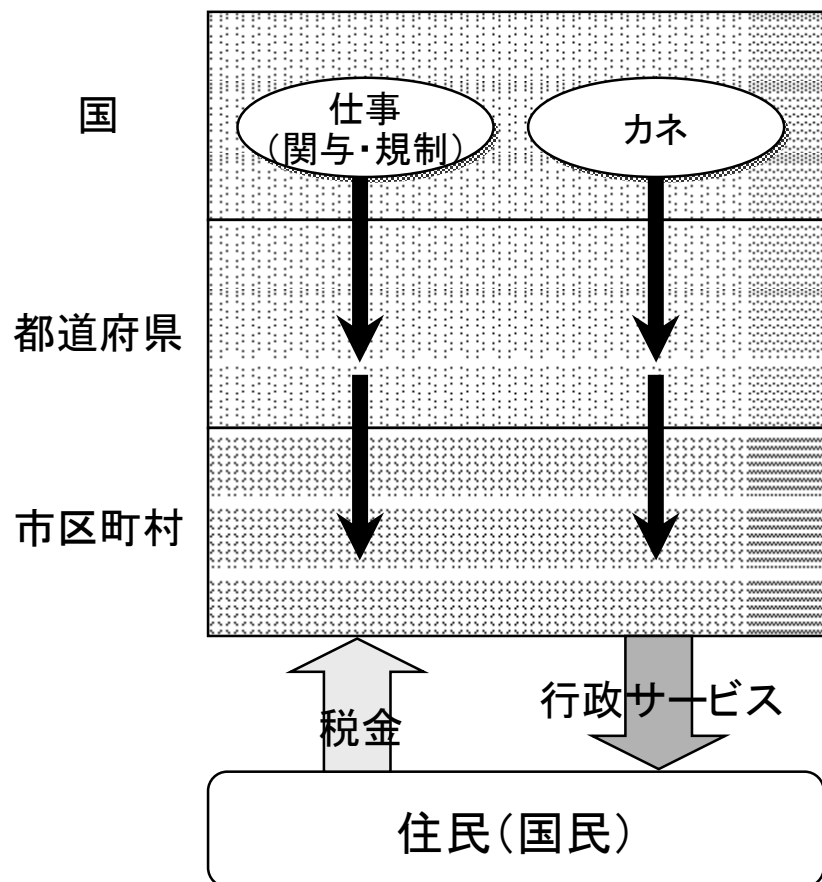
「国と地方」の構造的問題



「国と地方」の関係はタテからヨコへ

現在は、「仕事」と「カネ」がセットで地方へ

「仕事」と「カネ」は自己完結するのが基本



民と官、地方と国の役割分担を具体的に考える場として、
構想日本は「事業仕分け」作業を実施。

「事業仕分け」とは？

<概要>

- 国や自治体が行なっている事業（行政サービス、政策立案事務などすべてを含む）を予算項目毎に「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか（官か民か、国か地方か）を担当職員と外部の評定者が議論して最終的に「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けていく作業

<目的>

- 行政の事業を抽象論ではなく「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくこと

<仕分け対象>

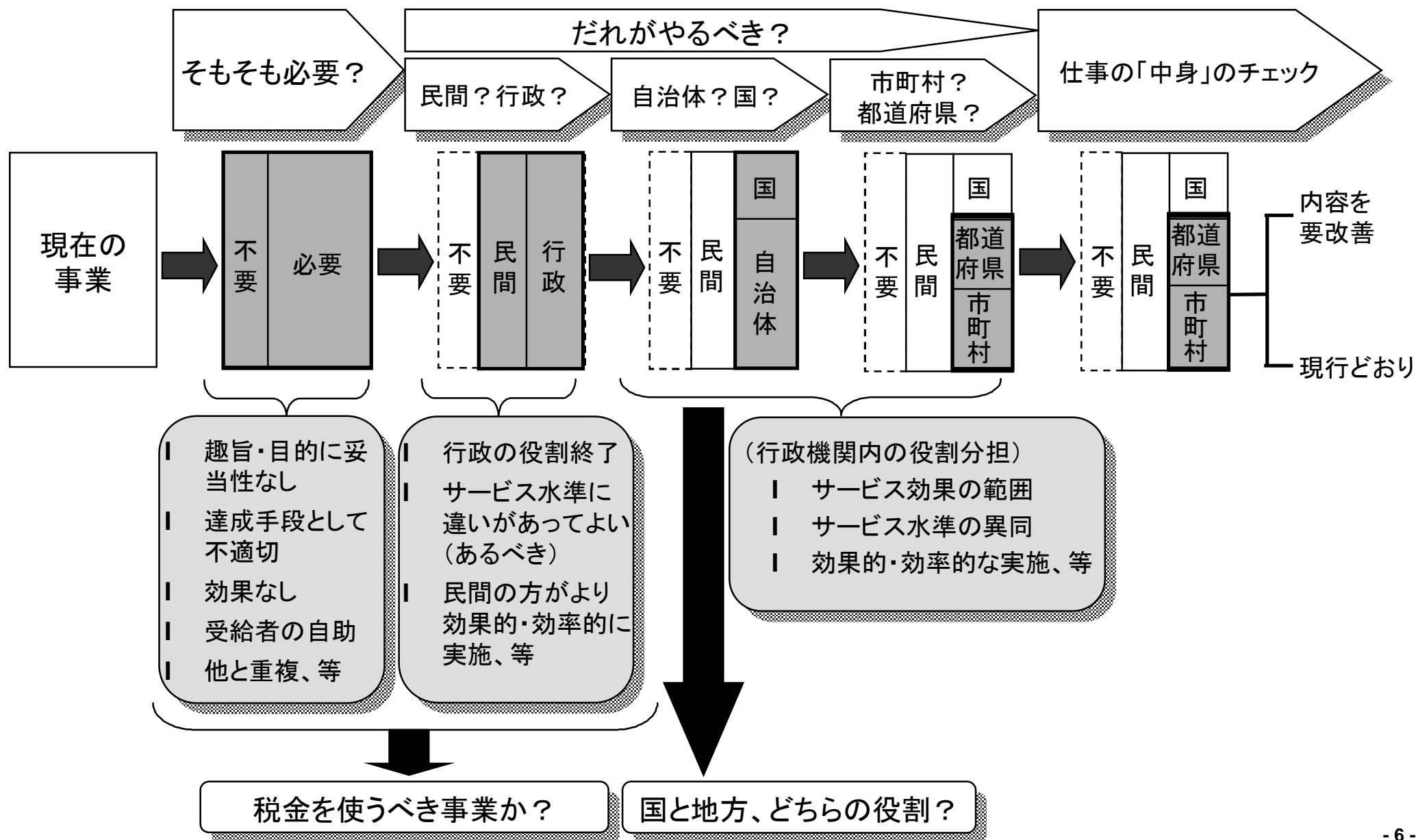
- 一般会計、特別会計の事業（すべてor抽出）

<参加者>

- 事業説明：当該官庁または自治体の職員
- 「評定者」：構想日本が編成する事業仕分けチーム



「事業仕分け」の流れ



「事業仕分け」の主なルール

- Ⅰ 現在の制度/状況は一旦脇に置き、事業の必要性や実施主体について「そもそも」から考える。
 - － 「補助金をもらっているから」「制度で決まっているから」「長年やっているから」という理由は成立しない。
- Ⅰ 外部の目で仕分ける。
 - － 仕分けチームは、構想日本が編成する行政現場及び制度に詳しい人が中心。
- Ⅰ 「公開の場」で議論する。
 - － 傍聴者は市民やマスコミなど多数。
- Ⅰ 「仕分け人」はボランティア（企業がコンサル業務を行うのではない）。
- Ⅰ 事業の名称ではなく、「具体的な事業内容」で判断する。
 - － 中小企業支援とか青少年育成ということ自体を否定する人はいないだろうが、実際に何をしているかを聞けば評価は分かれる（例：岩手県が「青少年育成事業」としてやっていたこと）。
- Ⅰ 「事業仕分け」上の「民間」＝行政の関与（カネ、権限）をなくすこと。「民間委託」「市場化テスト」とは違う。
 - － 事業の委託は効率性などの点から見た「仕事の進め方」の話であり、「最終的にだれが事業の実施主体なのか」という問いとはレベルが違う。

これ以外のルールは特になし（評価の客観基準はあえて作っていない）
⇒説明者（担当職員）のプレゼンによっても評価が変わる可能性あり

「事業仕分け」作業の流れ

流れ	内容
事業説明 (約5分)	<p>当該自治体の職員が、事業の要点や事業概要説明資料の補足説明を行う(仕分け人は事前に資料に目を通しているため補足説明を中心に)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の趣旨・目的、事業内容(目標、期限等を含む)、進捗(評価方法含む)、課題など。
質疑・議論 (約20分)	<p>仕分け人から説明者(当該自治体職員)に対して、仕分けの判断材料としての質問。その後、仕分け人同士で議論(議論中での説明者への質問もあり)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 趣旨・目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。
評価 (5分)	<p>仕分け人が、各自「仕分け作業シート」に記入(上記議論中の記入、記入中の質問も可)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「仕分け」:「不要」、「民間」、「国」、「都道府県・広域」、「市(要改善)」、「市(現行通り)」などから選択。 「理由」の選択(複数可)、理由や改善点の詳細などコメントを記入。 (事業主体の変更ー民間、国、都ーについては、相手の意向/能力等は、脇に置く)
結果・解説 (1分)	<p>「仕分け」の結果について挙手による多数決。特に意見がある場合は、仕分け人から結果についての解説など。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業終了時に「チェックシート」を回収し、市が理由やコメントをまとめる。

1事業当り30分程度が目安。ただし、事業によっては時間の増減あり(時間調整はコーディネーターの判断)。

自治体の「事業仕分け」年表

～事業仕分けの進化～

全事業仕分け		選択事業仕分け					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 行政の役割、国と地方の役割をざっくりと定量化。 自治体に対する国のコントロール(関与・規制)のあぶり出し。 	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体の行財政改革への貢献。 <ul style="list-style-type: none"> 予算への反映(歳出削減)、評価システムの見直し等。 					
仕分け対象	<ul style="list-style-type: none"> すべての一般会計事業 <ul style="list-style-type: none"> 「そもそも論」に立ち、基本形の5つに仕分け。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計から100個程度 <ul style="list-style-type: none"> 「現実論」を加味し、事業を抽出(1事業当り20分程度)。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計から20個程度 <ul style="list-style-type: none"> 1事業当りの時間をより長く(30分程度) 				
実施自治体	岐阜県(2月) 岩手県(4月) 宮城県(5月) 秋田県(5月) 高知県(5月) 三重県(8月) 三浦市(11月) 長野県(3月) 新潟市(8月) 新潟県(10月)	多治見市(3月) 横浜市①(12月)	横浜市②(9月) 千葉県(11月) 高島市①(11月) 岡山市(2月・試行) 熱海市(8月) 高島市②(11月)	秋田市(1月・試行) 厚木市(8月) 滝川市(10月) 久喜市(11月) 直方市(2月) 浜松市(5月) 草加市(6月) 甲府市(7月) 加西市(8月) 都留市(10月) 直方市②(10月) 大磯町②(10月) 寒川町(11月) 大磯町①(10月) 大磯町(2月) 習志野市(10月) 館山市(8月) 町田市(7月) 大磯町(11月)			
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年

「国と地方の税制を考える会」(10県知事:宮城、岩手、秋田、新潟、岐阜、和歌山、高知、福岡、熊本、大分と10市町長:太田市、我孫子市、草加市、横浜市、新潟市、妙高市、多治見市、静岡市、田辺市、高野町)のプロジェクトとしてスタート。

これまで32の自治体(36回)で実施。行財政改革の切り札であり「戦後60年目の大掃除」

*「住民自治」の推進も視野に入れ、住民だけで評価するスタイルも実施。

(参考) 評価者としての市民参加も増加

自治体の審議会(まちづくり委員会や行革推進委員会など)に入っている住民や公募で市民を選出し、他の評価者(他自治体職員など)とともに議論に加わるケースが増えている(滝川市、久喜市など)

ほかに、こんな例も・・・

ケース1: 高島市

- Ⅰ 1回目(2005年)の事業仕分けは、構想日本チームが実施、2回目(06年)はコーディネーターのみ構想日本、評価者はすべて市民、3回目(07年)は、すべて市民のみで実施。
- ⇒ 「事業仕分け」が市民に定着。行政に対して「受身」から「能動的」に

ケース2: 都留市

- Ⅰ 他自治体職員と同じテーブルで議論・評価をする市民仕分け人のほかに、発言はせず議論を聞いて評価のみを行う「一般市民仕分け人」公募で選出。
- Ⅰ 事業概要説明資料のほかに市民向け資料を作成(簡潔にわかりやすく)。
- ⇒ 実際の結論と一般市民仕分け人の評価が異なる事業もあり、興味深い試み。市民参加の導入には効果的。

住民の参加は、行政との緊張関係を構築する意味で非常に重要

(参考)事業仕分けの実際(ある県での議論風景)①

「首都圏等健康づくりモデル・ネットワーク構築事業」

<事業目的>

健康づくりと観光を結びつけた新たなビジネスモデルを構築・普及させることで、健康づくりに関心のある首都圏住民等を県内に積極的に受け入れ、県内経済の活性化を図る。

そのため、2004年度に創設した会員制組織「健康旅倶楽部(CLUB)」の管理・運営を継続し、広報宣伝等により会員拡大を推進する。

<事業概要>

1. CLUBの管理・運営、会員募集に係る委託
 - ・事業の円滑なスタートを図るため、16,17年度の発足当初の2年間に限定し、運営等に係る委託を実施(委託先:某大手旅行代理店)
2. 関係者連絡会議の開催(旅行代理店、大学発ベンチャー企業、地域関係事業者)
3. CLUB事業の普及広報
4. CLUB名称の商標登録

<事業金額(年間)>

3,290万円

1. 事業委託費(3,000万円)
2. 会議開催費(52万円)
3. 広報費(19.8万円)
4. 商標登録費(40万円)

注:上記の内容は、自治体が作成した「事業計画書」をほぼそのまま転記(固有名詞は外している)。

(参考)事業仕分けの実際(ある県での議論風景)②

私は担当じゃなかったの・・・

評価者:「2年目になりますが現在の加入状況は？」

県職員:「・・・希望者を含め、現在51名です」(そもそもニーズないんじゃないの・・・と周囲から声)

評価者:「2年で6000万円かけて51名ということは、1名当り120万円弱の費用がかかっていることになり
ますが、費用対効果は検証されていますか？」

県職員:「・・・」

評価者:「今年度末には何人くらいが目標ですか？」

市職員:「1000人くらいには・・・」

評価者:「1年半で51人なのに、あと半年で950人も増えると考えているのですか？」

県職員:「・・・」

評価者:「今後この事業をどのようにしていきたいと考えていますか？」

県職員:「旅行会社にすべて任せて生きていきたいと考えています」

評価者:「しかし、この事業は県が実施主体となって業者に委託した事業ですから、会員の個人情報に
ついては県が管理しなくてはならないものではないですか？ それに、個人情報を旅行会社に
渡すことは法に抵触しませんか？」

県職員:「・・・」

(参考)事業仕分けの実際(ある県での議論風景)③

業を煮やした傍聴者からも質問が…

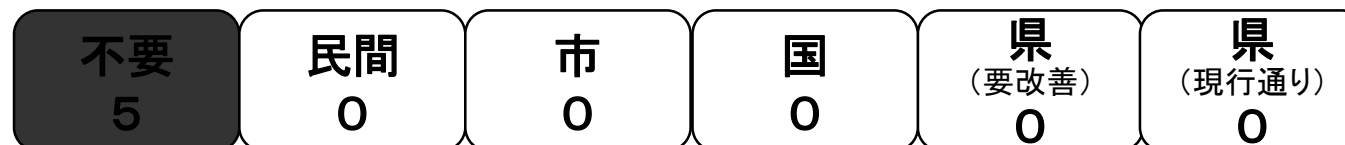
県会議員:「計画段階での見積もりはどうだったのか? 効果やコストのバランスを考えて計画したのではないのか?」

県職員:「私は当時いませんでしたから、わかりません」

県会議員:「計画もずさん、責任の所在もあやふやで無責任すぎる! これでは、単に旅行会社に何のリスクもないお金を渡していただけではないか!」

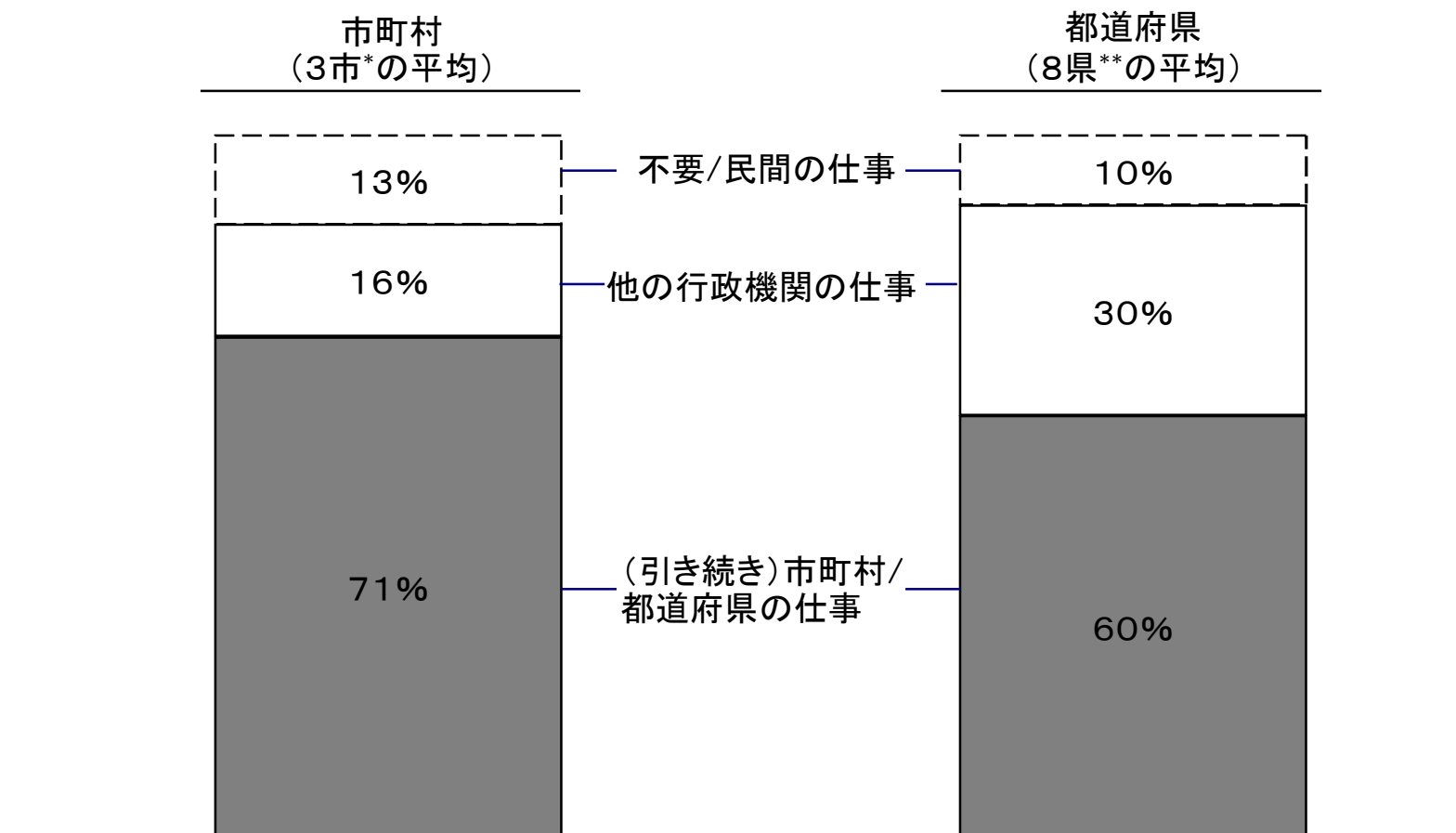
市職員「…」

仕分け結果は(総勢5名)



全会一致で「不要」

自治体の「事業仕分け」の結果 (事業金額ベース、第1期実施分)



「不要/民間へ(行政は手を離すべき)」は、どちらも約1割。

* 新潟市、三浦市、多治見市(全事業を対象に仕分け作業を行っていない市は除外)

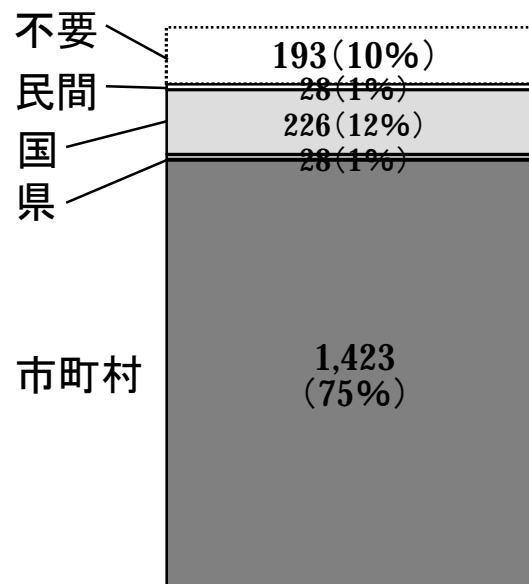
** 岩手県、秋田県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、三重県、高知県(全事業を対象に仕分け作業を行っていない県は除外)

(参考)新潟市の結果－①全体

現在
(H15年度一般会計予算)

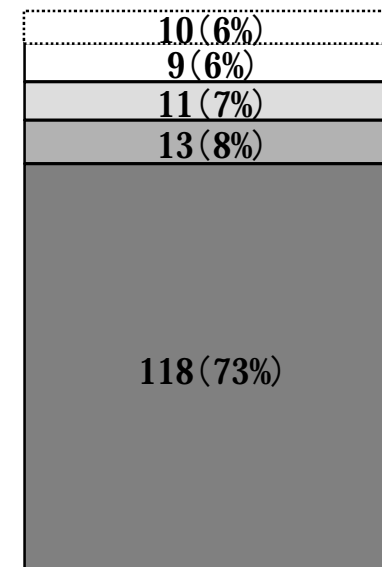


仕分け後



1,898億円

(参考)三浦市の結果



161億円

予算規模が違って、「不要/民間(行政が手を離す)」、「引き続き市」の割合は同じ。

②分野別

歳出ベースで見た仕分け後の構成比
(%、■ : 構成比がトップ)

市の割合	事業分野*	歳出** (億円)	歳出ベースで見た仕分け後の構成比			
			市町村	県	国	不要+民間
高 ↑ 80%以上 ↓ 50%以上 ↓ 50%未満 ↓ 低	議会	1.5	99.8	0.0	0.0	0.2
	総務	91.2	93.7	1.1	0.5	4.7
	教育	158.6	86.0	0.0	6.3	7.6
	土木	154.9	75.8	5.2	3.4	15.6
	衛生	123.7	75.4	0.9	20.7	2.9
	農水	18.8	64.8	4.9	10.8	19.5
	民生	311.5	26.0	2.5	58.4	13.1
	消防	10.9	13.5	85.2	0.9	0.4
	商工	128.1	2.8	0.0	0.0	97.2
	労働	8.2	0.9	0.0	1.5	97.6

* 公債費、諸支出金、予備費を除く(すべて市が100%)。
** 固定費的性格を持つ経費(人件費、一般事務費など)を除いた金額。

国の「コントロール」－具体例

①市町村などへの事業のシフトを阻むもの

相対的な
しぼりの大きさ
(事業数ベース
/事業金額ベース)

事業分野

「県」以外へシフトできない事業
(事業金額上位、カッコ内は金額:億円)

根拠規定

「大」 (平均上/平均上)	地方労働	<ul style="list-style-type: none"> 地方労働委員会事務局職員給与費(1) 地方労働委員会委員報酬(0.4) 地方労働委員会事務局事務費(~0.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合法第19条の12、地方自治法第180条の5 同上 同上
	警察	<ul style="list-style-type: none"> 恩給及び退職年金(2) 上越警察署(仮称)建築費(2) 更新時講習業務委託費(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 警察法2条、36条 警察法53条 道路交通法108条の2
	農地	<ul style="list-style-type: none"> 農業水利改良事業負担金(146) 団体営農業集落排水事業補助金(74) 県営農道整備工事費(42) 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良法90条 補助金要綱 土地改良法第126条、補助金要綱
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 小学校教育職員給与費(779) 中学校教育職員給与費(438) 小学校一般職員給与費(62) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校職員給与負担法第1条 同上 同上
「中」 (平均下/平均上)	港湾空港	<ul style="list-style-type: none"> 港湾改修費(64) 港湾海岸保全費(27) 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾法33条 海岸法5条
	福祉保健	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険給付費負担金(155) 高齢者福祉施設整備事業補助金(50) 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法123条 社会福祉施設等施設(設備)整備費国庫負担(補助)金交付要綱
	総合政策	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線鉄道整備事業費負担金(81) 地方バス路線運行維持対策費(6) 	<ul style="list-style-type: none"> 全国新幹線鉄道整備法13条1項 バス運行対策費補助金補助金交付要綱
「小」 (平均下/平均下)	農林水産	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止事業(37) 	<ul style="list-style-type: none"> 森林法39条の3、41条、沿山・沿水緊急措置法2条、地すべり防止法9条
	総務他*	<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園振興補助金(25) 	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校振興助成法9条
	県民生活・環境	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災対策費(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法5条、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則
	土木	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備費(公共)(27) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園事業採択基準
	産業労働	<ul style="list-style-type: none"> 職場適応訓練費(0.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 職場適応訓練実施要領
	議会		なし

* 市町村への交付や都道府県間の清算に関する事業は除く(642億円)。

国の「コントロール」－具体例

②県が自主的に事業内容を決められないもの

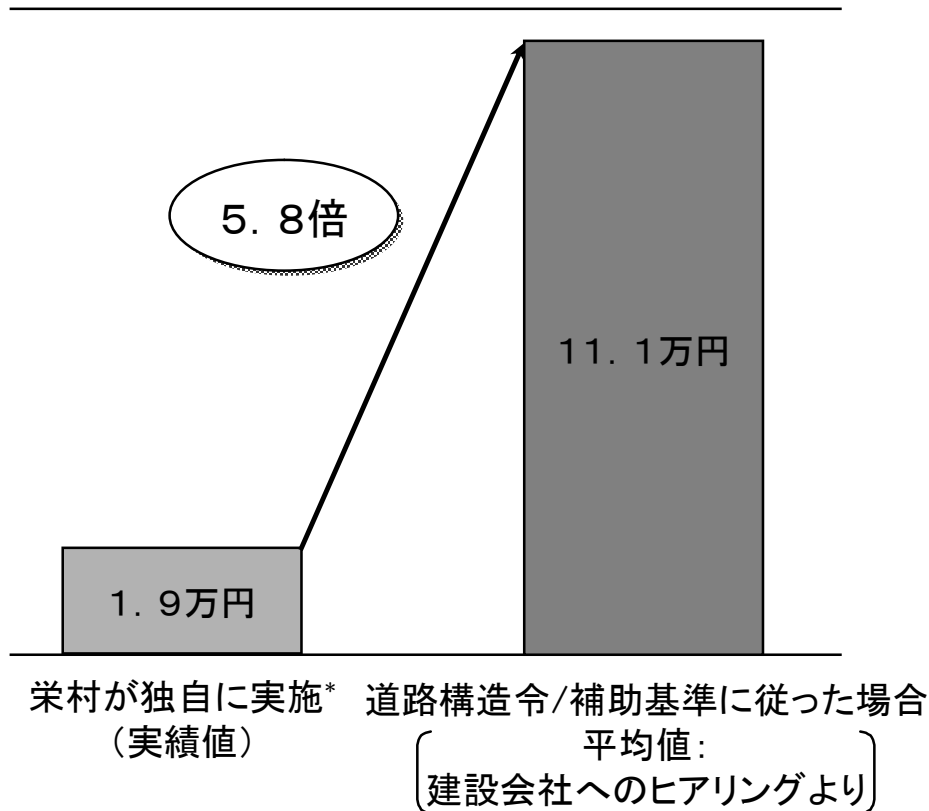
相対的な しばりの大きさ (事業数ベース /事業金額ベース)	事業分野	自主的に内容を決められない事業 (事業金額上位、カッコ内は金額:億円)	根拠規定
「大」 (平均上/平均上)	地方労働	<ul style="list-style-type: none"> 地方労働委員会事務局職員給与費(1) 地方労働委員会委員報酬(0.4) 地方労働委員会事務局事務費(~0.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合法19条の11 労働組合法19条の8、12 労働組合法19条の11
	農地	<ul style="list-style-type: none"> 県営ほ場整備工事費(191) 農業水利改良事業負担金(146) 団体営農業集落排水事業補助金(74) 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業関係補助金交付要綱、事業実施要綱 土地改良法90条 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱
	農林水産	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり防止事業(37) 農業改良普及センター等職員給与費(33) 県営地域水産物供給基盤整備事業(25) 	<ul style="list-style-type: none"> 林業関係補助金交付要綱 事業実施要項 採択基準(補助事業)、漁港の技術指針綱
「中」 (平均下/平均上)	教育	<ul style="list-style-type: none"> 小学校教育職員給与費(779) 中学校教育職員給与費(438) 	<ul style="list-style-type: none"> 公立義務教育諸学校の学級編成及び教育職員定数の標準に関する法律6条
	土木	<ul style="list-style-type: none"> 道路改築費(244) 道路関係工事費(116) 	<ul style="list-style-type: none"> 道路法、道路局所管補助事業採択基準 道路構造令、採択基準など
「中」 (平均上/平均下)	福祉保健	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険給付費負担金(155) 高齢者福祉施設整備事業補助金(50) 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法123条 補助金交付要綱
「小」 (平均下/平均下)	産業労働	<ul style="list-style-type: none"> 原子力周辺地域対策費(59) 	<ul style="list-style-type: none"> 電源開発促進対策特別会計法施行令1条1項、電源立地特別交付金交付規則
	総合政策	<ul style="list-style-type: none"> 地方バス路線運行維持対策費(6) 	<ul style="list-style-type: none"> バス運行対策費補助金補助金交付要綱
	港湾空港	<ul style="list-style-type: none"> 港湾改修費(64) 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾関係補助金等交付規則実施要領
	総務他*	<ul style="list-style-type: none"> 私立高等学校振興補助金(47) 	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校振興助成法9条
	県民生活・環境	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全事業補助金(0.4) 	<ul style="list-style-type: none"> 設置の際に支援を約束(国際合意)
	議会	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員災害補償基金負担金(~0.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員災害補償法49条
	警察		なし

* 市町村への交付や都道府県間の清算に関する事業は除く(642億円)。

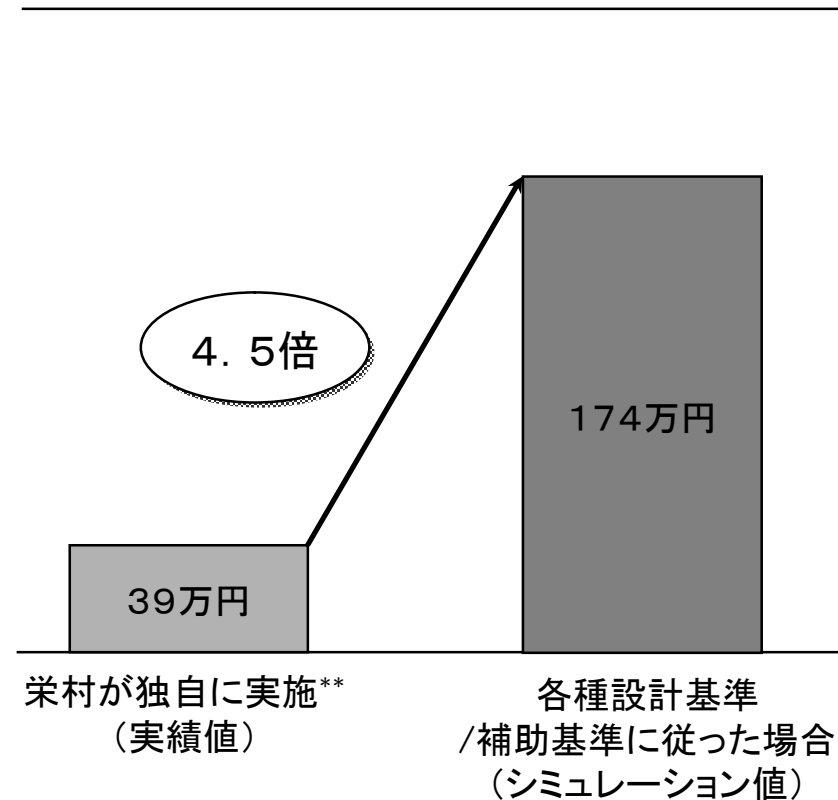
(参考) 国の基準による事業は、ムダにコストが高くなる場合も

長野県栄村の事例

道路建設(1m当たりの単価)



農地整備(10a当たりの単価)



道路建設の場合、栄村の負担額で比べても約3倍のコスト高(補助率50%)。

* 幅員2.5~5mの道路を舗装。なお、補助金の対象は、「公共性、緊急性の高い重要な幹線市町村道等(原則2車線以上)」とされ、栄村の事業はその基準に該当しない。
** 1ha未満の整備が中心。なお、補助金の対象は、国庫補助の場合「5ha以上」、県単独補助の場合「1ha以上」となっており、栄村の事業はその基準に該当しない。

さらに、住民自身が道路をつくっているところもある

長野県下條村の「建設資材支給事業」

事業の概要と効果

概要

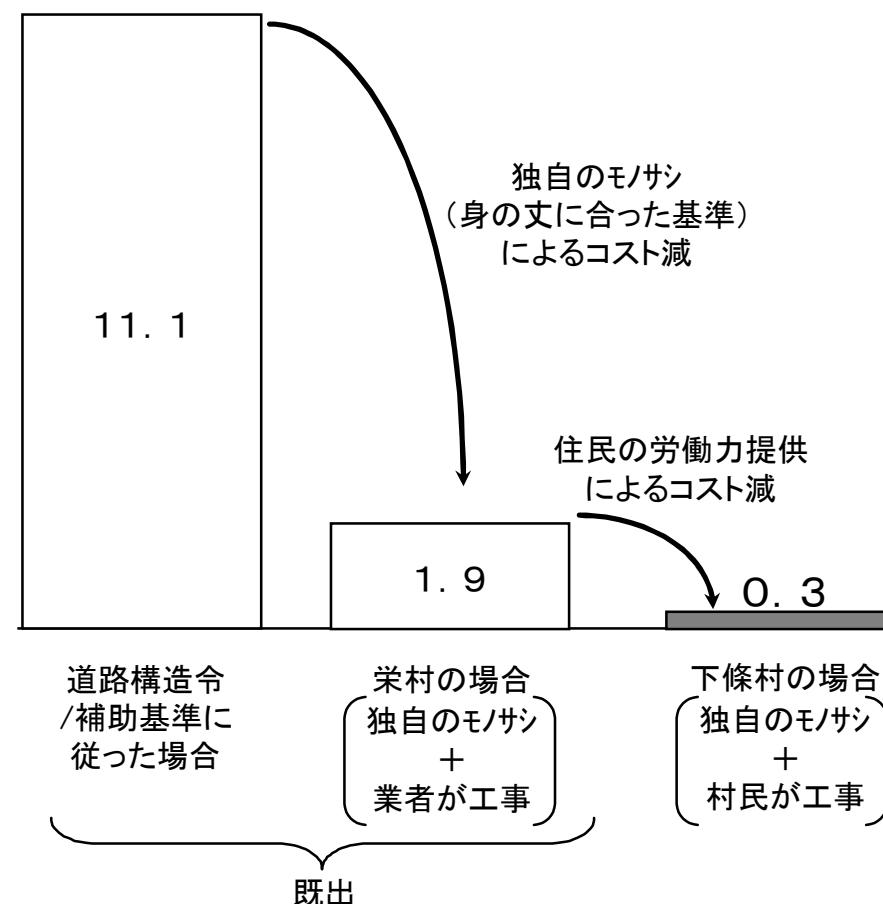
- 役場が道路資材や重機の燃料代を提供し、村民が集落・区単位で道路整備工事を行う(平成4年度から実施)。

効果

- 「自助・互助」の意識: 自ら考え、自ら汗を流す(つくるだけでなく、管理も自らやる)
- 村民ニーズへの迅速かつ的確な対応: 補助事業のように工事内容に制約がなく、住民の細かい要望にすぐ対応
- 安いコスト



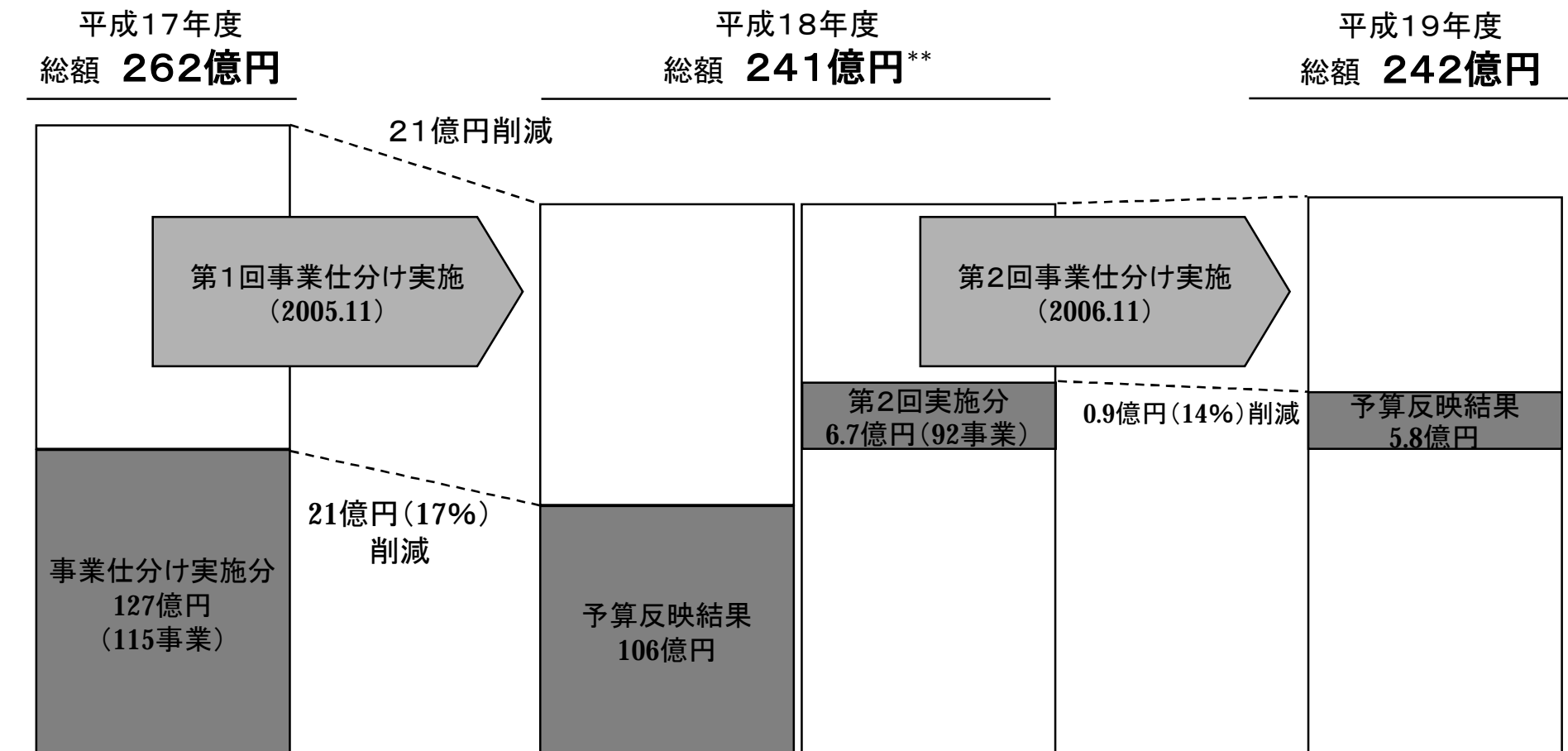
道路1m当りの単価(万円)



* とともに、小区間特例を利用しているため、道路構造令の基準に合致しなくても良い。

「事業仕分け」の成果 ①

予算削減 — 高島市の予算の変化 —



事業仕分けで総額22億円を削減。毎年実施を予定しているため、更なる効果が期待できる。

* 各年度一般会計当初予算の歳出額

** 合併特例基金除く

(参考)「事業仕分け後」追跡調査(高島市)

● 高齢者福祉タクシー券助成事業

<事業内容>

1人暮らしの高齢者にタクシー券(12000円)を交付。1145人(高島市の1人暮らしの高齢者ほぼ全員)が利用。

<予算>

約1450万円

<仕分け時の議論>

助成券交付後の用途が不明であり、趣旨・目的に妥当性がない。

<仕分け結果>

不要

● 外出支援サービス事業

<事業内容>

一般交通機関を利用することが困難な高齢者等の外出支援のため、利用者の居宅と在宅福祉サービス等提供する場所や医療機関等との間を送迎する。前日に電話予約を受け、当日周るルートを決める。842人登録、284人利用。

<予算>

2424万円

<仕分け時の議論>

コミュニティバスが市内の一部のみで実施されているので、バス路線の見直しとともに市内統一的な施策が必要である。

<仕分け結果>

要改善

<庁内の議論>

外出支援サービスが道路運送法の許可要件となり、事業者による福祉有償運送へ移行することになるため、対象者や地域により相違があった交通助成関連施策を整理統合。

上記2つと、
心身障害者等交通手段利用助成事業(860万円)
マキノタウン回数乗車券無償交付事業(73万円)
マキノタウン回数乗車券助成事業(710万円)を整理統合

福祉総合交通利用助成事業(2535万円)

タクシー・ガソリン・バス利用助成券交付(非課税世帯対象)

約2980万円の予算削減

「事業仕分け」の成果 ②

職員研修・住民の意識改革

自治体職員の声

- Ⅰ 事業本来の必要性を考えるきっかけとなった（行政内部からは問題提起されにくい）。
- Ⅰ しがらみの多い補助金については、外部評価が有効。
- Ⅰ 事業内容をわかりやすく伝える工夫（情報公開のあり方）を再考するきっかけになった。その意味で、「事業仕分け」は「対外試合」のような場。

参加住民の声

- Ⅰ ともすれば対立点のみが強調される民と官の関係を、こういう形で本質的な議論ができることに意義を感じた（行政職員の本音も聞けた）。
- Ⅰ 行政サービスは高いにこしたことはないが、そのためには、相応のお金がかかることを改めて感じた。
- Ⅰ 最も自分の住む街のことを考えた、行政に参加した感じがした。

事業仕分けは、「結果」よりも「経過」（閑々諤々の議論をしている過程）を重視。

国の「事業仕分け」—これまでの軌跡

自治体の「事業仕分け」(2002年2月～)

与野党
マニフェストに掲載
(2005年9月)

【公明党】

Ⅰ 首相を本部長とする「行政効率化対策本部(仮称)」を設置し、国の事業を対象に「事業仕分け作戦」を実施。

【民主党】

Ⅰ 「国の事業見直し小委員会」をつくり、各省の政策を厳格に評価(そもそもの必要性、民間・地方への移譲、等)。

小泉総理の指示
(10月)

小泉総理が、国レベルの「事業仕分け」の実施に向け、具体案の検討を与党に指示。

Ⅰ 「与党財政改革・事業仕分けに関するプロジェクトチーム」発足

「行政改革の重要方針」に規定
(12月)

【総論】

Ⅰ 今後、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。

霞ヶ関は
強く抵抗
(特に、
公開実施)

「行政改革推進法」に規定(2006年5月)

【基本理念】・・・政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及びその実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で・・・

(同様の内容が、「特別会計改革」と「公務員の総人件費改革」の箇所に明記)

「骨太の方針2006」に規定(7月)

「経済財政諮問会議」で事業仕分けについての議論開始(2007年11月、2008年2月)

国の地方出先機関において事業仕分けの実施を検討することで合意

ついに「国の事業仕分け」がスタート(文部科学省、環境省、財務省)
自民党「無駄撲滅プロジェクトチーム」の「政策棚卸し」作業として

		文部科学省 (08年8月)	環境省 (08年9月)	財務省 (08年10月)	合計
予算総額		5.3兆	0.2兆	101兆円*	107兆円
仕分け対象事業数		32	18	7	57
仕分け対象事業費		2.2兆	0.1兆	11兆	13.5兆
不要	金額	536億	2億	66億	604億
	件数	12	4	2	18
今のままなら 不要	金額	1977億	/	/	1977億
	件数	10			10
民間	金額	32億	22億	0	54億
	件数	2	1	0	3
自治体	金額	0	799億	0	799億
	件数	0	2	0	2
国(要改善)	金額	/	241億	10兆8789億	10兆9031億
	件数		10	4	14
国(継続)	金額	1兆9052億	8億	3322億	2兆2382億
	件数	7	1	1	9



3省で3434億円が「国から手離すべき」と判定。
歳出削減にも景気対策の原資にも有効。

第1弾 「文部科学省」

<文科省予算事業の概要>

- H20年度一般会計予算:約5.3兆円(文教関連*2.3兆円、科学技術関連2.7兆円、文化庁0.1兆円)
- 事業数:約350事業**(文教150事業、科学技術180事業、文化庁20事業)

<仕分け対象>

- **28事業**(文教、科学技術14事業ずつ)を選定(選定は自民党PTと構想日本による協議)事業***
- 対象事業の事業費総額は**約2.2兆円**(文科省一般会計予算総額の42%)

<参加者>

- 事業説明:文部科学省担当職員
- 「評定者」:自民党「無駄遣い撲滅PT」所属議員、構想日本が編成する事業仕分けチーム

<議論の流れ>

- まず、文部科学省の担当職員が対象事業の内容を説明。その後、評定者による質疑、議論。
- 評定者は「評価シート」に結論とコメントを記入。結論は「不要」「今のままなら不要」「民間」「自治体」「国(継続)」の5区分。
- 評定者の評価シートを回収、それらを踏まえて、最終的には座長(文教班は河野太郎議員、科学技術班は吉野正芳議員)が班としての結論を出す。

【評価結果】 対象事業のうち、約58%(18事業)が手放すべき事業(不要:10事業、民間2事業、今のままでは不要:6事業)、約42%(13事業)が国(継続)。

* 高等教育関連は科学技術関連に含む。ただし、奨学金事業のみ文教関連に含めた。

** 事業数については、網羅的な資料がないため、文科省の資料を基に構想日本が推計。

*** 議論の便宜上、一つの事業をさらに細かい事業単位に分けて議論・評価した事業があるため、最終的な対象事業数は31。

文部科学省 政策棚卸し(事業仕分け)の結果

①-1. 事業ごと(文教)

事業番号	1	2		3	4		5	6	7	
事業名	豊かな体験活動 推進事業	道徳教育の総合的推進		総合型地域 スポーツクラブ 育成推進事業	子どもの体力向上 地域連携強化 事業	児童生徒の体力・ 運動能力向上に 向けた調査分析	子どもの健康を 育む総合食育 推進事業	教員免許更新制、 教員資格制度	義務教育費 国庫負担金	
		道徳教育実践 研究事業	心のノート							
評 定 者 判 断	不要	8	6	7	8	10	3	8	5	1
	今のままなら不要	2	4	5	3	2	11	3	3	2
	民間	2			1					
	自治体	4	2	2	3	3		3	2	7
	国(継続)	1	4	2			1		4	3
座 長 判 断	不要	不要	今のままなら不要	不要	不要	今のままなら不要	不要	判定せず	国(継続)	
	自治体が既に色々な取組をしており、国は自治体が事業を実施する障害を取り除くことに注力すべき。他教科の時間を削るのは問題解決にはならない。	効果の「ものさし」がはっきりしない。国費を投入する成果が不明確。	指導要領に沿った教材の中から、各学校が選択するのがよいのではないか。	各自治体独自で様々なスポーツ活動を既にやっており、それをどう伸ばすかは自治体に委ねられるべき。中学校区に1つ総合型スポーツクラブを作るかについても地方が決めるべき話。	文科省は地域でどういう取組みが行われているのかまず把握すべき。現場のことを知らずに次の事業に打って出て、それがまた現場の負担になるという堂々巡り。	調査そのものは何らかの形で必要だが、毎年の悉皆調査の必要はない。	食育に関する各地域の良い事例を全国に情報提供することが文科省の一番大きな仕事。その上で、地域が事業を実施する際のバリアを取り除くことを考えるべき。	教員免許制度そのものの議論を含めて、また今後議論したい。	国は最低限度を保障すべき。保障されれば交付税措置でもよい。但し、負担金の出し先は市町村とすべき。	
事業番号	15	16		17	18	19	20	21		
事業名	奨学金貸与事業 (独法・日本学生 支援機構)	幼児教育の係る負担の軽減等 幼児教育の振興		家庭の教育力向上に向けた 総合的施策の推進	コミュニティ スクールの推進	(独法)教員研修 センター	新学習指導要領 周知事業	全国的な学力調査		
		就園費補助	耐震化事業							
評 定 者 判 断	不要			10		3	(説明会のみ1)			
	今のままなら不要	8	3	1	2	7	6	9		
	民間	2				1				
	自治体		5	3	2	5	1			
	国(継続)	3	6	10		5		6	4	
座 長 判 断	今のままなら不要	国	国	不要	今のままなら不要	不要	国	今のままなら不要		
	○審査・回収は民間に委ねるべき。 ○13億円の独法の人件費を来年もこのまま投入することはありえない。 ○国民の税金で運営されており、「見解の相違」では済まされない。真剣に対応すべき問題。	幼児教育に対する補助は国が統行することで構わないが、文科省・厚労省が似たような事業の二重行政を続けることによる無駄は許されず、どちらかの役所に一元化し、もう一方の役所は手を引くべき。	幼稚園の耐震化については、国で統行。	○既に現場・自治体で何が行われているか、参加した国会議員も驚くほど、文科省はほとんど把握していない。 ○文科省の各局・課、他省庁で様々なモデル事業を行っているが、対象となる現場は一緒。現場の負担を増やすだけとなっている。	○コミュニティ・スクールの必要だが、「立ち上げだから50万円補助する」という今の予算を継続することはできない。 ○国が果たすべき役割とお金の使い方を再考すべき。	研修自体の必要性はあるが、実施主体としての独法は不要。	○少なくとも、この予算をかける必要はない。学習指導要領の解説書は1冊500万円かける必要はない。 ○国が事業継続する前提としてコストを大幅に削減すべき。	○分析ができておらず、何のためにやるのかが不明確。 ○全数調査は毎年ではなく、数年に一度でよい。		

文部科学省 政策棚卸し(事業仕分け)の結果

①-2. 事業ごと(科学技術)

事業番号	8	9	10	11	12	13	14	
事業名	宇宙輸送システムに係る研究開発事業 (独法・海洋研究開発機構)	深海地球ドリリング計画の推進 (独法・宇宙航空研究開発機構)	21世紀気候変動予測変革プログラムおよびデータ統合・解析システム	次世代スーパーコンピュータ(独法・理化学研究所)	日本科学未来館 (独法・科学技術振興機構)	科学技術振興調整費	科学研究費補助金	
評価者判断	不要	2		1	3	5		
	今のままなら不要	10	8	10	7	4	2	
	民間	1				5		
	自治体							
	国(継続)	3	1	3	1		8	
座長判断	国(継続)	国(継続)	国(継続)	国(継続)	民間	国(継続)	国(継続)	
	「今のままなら不要」という意見が多いが、国として必要なものは国がやるという判断。ただし、GXロケット凍結すべき。	かなり厳しい判断が大部分だが、座長としてこれは国として絶対に必要なものであると思うし、特に7000mまで掘れるという技術は「ちきゅう」しかない。そういう意味で、継続すべきと判断。ただ、事業と科学研究費の予算立てについてはもう少し考慮すべき。	地球温暖化対策は、福田総理も全世界の方々に向け、2050年までに50%から80%の温暖化ガスを削減するという宣言をしている。人類共通の敵が温暖化である。その中で日本でも出来ることをしなければならぬ。同時に国内で局地的な集中豪雨対策等、役に立つと思う。	産業界は国際競争力が重要であり、大きな武器になるのはスパコンである。特にナノテク部門やライフサイエンス部門。先日iPS細胞の話聞いたが、いくら研究を進めてもスパコンが無ければ研究がストップしてしまうという話だった。そういう意味で、これは国がやるべき事業と判断。	この事業は必要だと思うが、今の国の財政状況を考えた場合国のお金でやるべき仕事ではない。今の仕事ができる形で民間の知恵をどう取り入れることができるかという方向で考えるべき。	-	間接経費30%の外枠部分について科研費に含めるのではなく、運営費交付金的な要素もあるので表示を2つに分けて明記し、国民に誤解のないようにやって頂きたい。公平に採択、配分をやっているというが現場はそのように受け止めていないので現場の声を聞くべき。	
事業番号	22	23		24	25	26	27	28
事業名	キャリアパス多様化促進事業	都市エリア産学官連携促進事業	産学官連携関係費	グローバルCOEプログラム	世界トップレベル研究拠点プログラム	大学教育の国際化加速プログラム	質の高い大学教育推進プログラム	(独法)大学入試センター
評価者判断	不要	11	4	5	5	9	7	
	今のままなら不要		2		4		2	2
	民間							7
	自治体		3					
	国(継続)		2	6	2	9		
座長判断	不要	国	国	今のままなら不要	国(継続)	不要	不要	民間
	-	-	-	世界最高水準の研究拠点の趣旨は概ね合意だが、より政策的な視点が必要。	-	-	-	○コスト意識が甘い。国費投入なくす努力が必要。 ○受験者の立場を考慮すべき。

文部科学省 政策棚卸し(事業仕分け)の結果 ②具体的なやりとり

道徳教育の総合的推進事業 - (1)

<事業目的>

道徳教育については、教育基本法において、教育の目標として「豊かな情操と道徳心を培う」ことが明定されたことを踏まえ、本年3月に改訂した小中学校の新学習指導要領において、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、…伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」とされた。

本事業は、全国の学校において、教育基本法改正後初の改訂となる新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた道徳教育が適切に行われることを目的として実施するものである。

<事業概要>

1. 「心のノート」の全国の児童生徒への配布
2. 道徳教育に関する全国協議会の開催、道徳教育の指導方法・指導体制等に関する実践的な研究、道徳教育の全国的な実施状況に関する調査等

<事業金額(年間)>

658百万円

1. 「心のノート」(400百万円)
2. 道徳教育実践研究事業等(258百万円)

文部科学省 政策棚卸し(事業仕分け)の結果 ②具体的なやりとり

道徳教育の総合的推進事業 - (2)

<評定者からの主な指摘事項>

- 「心のノート」の1割は使用されていないとの調査結果があるが、実際の現場ではもっと使用されていない。
- 道徳は人と人との間で育まれるもの。「心のノート」を配布するよりも、部活動を充実させた方が心を育むことになるのではないか。道徳について、印刷物で教えれば身に付くというのは勘違い。
- 現場では、「心のノート」を使わずに、民間の道徳副読本を購入し、授業しているところもある。そもそも使用義務がないものを国がなぜ作って配布しなくてはならないのか。
- 道徳教育実践研究事業について、成果の「ものさし」はあるのか。現場には研究校の実績は数行程度のものが送られてくるだけ。

<評定者が評価シートに記載した主なコメント>

- 心のノートは、使用義務がないものを国が配布することはムダ。今のままなら不要。
- 国費を投入しての「心のノート」作成は、達成方法として妥当性が見いだせない。
- 心のノートは他の手段を検討すべき。
- 成果の物差し、評価の基準、心のノートと他の副読本の関連を考える必要がある。
- 道徳は教科にすべき。検定教科書と位置づけ、使用義務を付すべき(ただし、教科書は選択できるように)。
- 従来から教科書として検定化せず、地方に任せきってきたもの。指導要領に基づき、地方独自の取り組みにゆだねた方がよい。
- 道徳教育推進はすでに6年が経過し15億以上投入しているが、効果面の検証をしておらず、公費の意識が欠落している。
- 少なくとも現状のやり方では効果があるとは考えにくいので不要。道徳教育は地域・自治体・各学校で取り組んだ方がはるかに効率的で効果的。
- 各地方自治体や各校の自主性に任せるべき。
- 実践研究は、何をめざしているのか目標が不明確で、これまでの成果を検証して次のステップに進むべき。

文部科学省 政策棚卸し(事業仕分け)の結果
②具体的なやりとり

道德教育の総合的推進事業 - (3)

<評定者の判定>

(心のノート)

不要 7
今のままなら不要 5
自治体 2
国(継続) 2

(実践研究のモデル事業)

不要 6
今のままなら不要 4
自治体 2
国(継続) 4

【座長判定】

(実践研究のモデル事業) 不要

○ 効果の「ものさし」がはっきりしない。国費を投入する成果が不明確。

(心のノート) 今のままなら不要

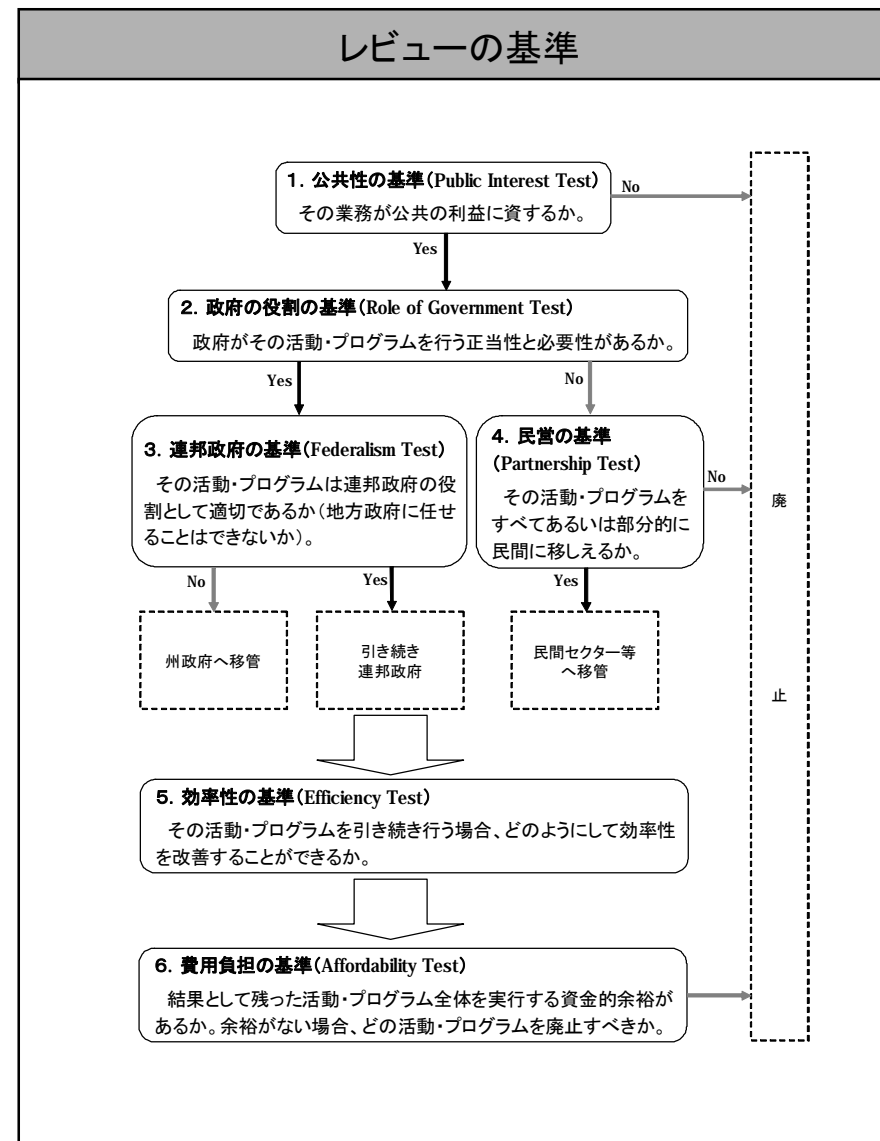
○ 指導要領に沿った教材のなかから、各学校が選択するのがよいのではないか。

結果は、心のノートが「今のままなら不要」、道德教育実践研究事業は「不要」。「道德教育」自体が「いらぬ」のではなく、既に現場で行なっていることとの重複や、現状の事業のやり方を変えるべきという意見が多数。

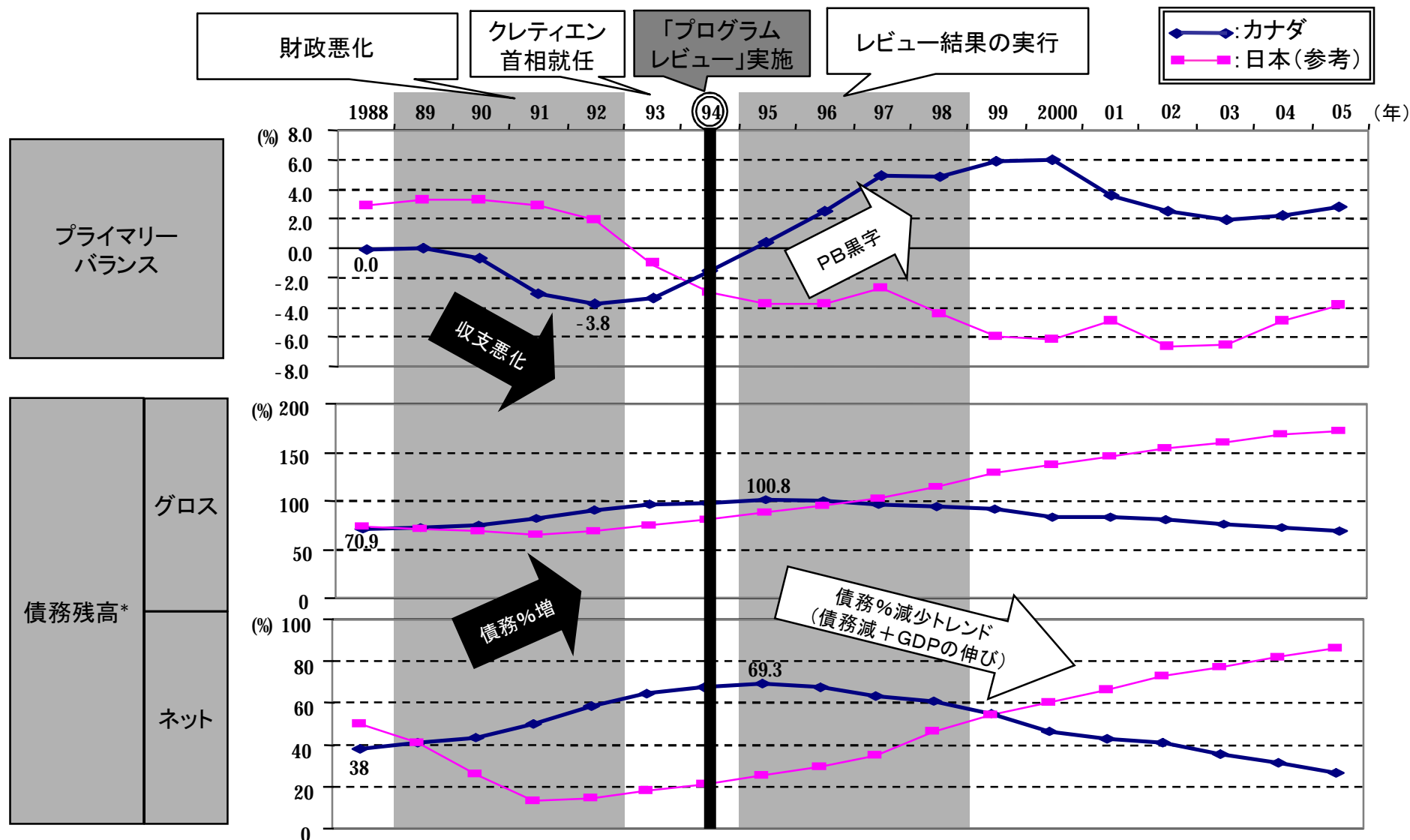
すでにカナダでは、クレティエン首相のリーダーシップで断行(1994年)

「プログラム・レビュー」(=「事業仕分け」)

概要	
【ねらい】	<p>地方政府などへの移転支出を除く連邦政府の様々なプログラムの徹底した見直しを通じて、政府の役割を再定義する(全プログラムを通じての一律の削減ではなく、真に政府が行うべきことを抽出して、その中での優先順位を勘案し歳出をカット)。</p>
【実行経緯】	<p>1994年2月 プログラム・レビュー開始の発表 6つの基準の発表(右図参照) 各省庁の自己レビュー(大きな歳出削減に至らず)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>財務省と国家財政委員会事務局が、各省庁へ4か年の削減目標を提示</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">マクロレベルの 目標(枠)提示</div> </div> <p>各省庁による再レビューの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ┆ 削減目標達成の責任を負わせる。 <p>各省庁が行ったレビューの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ┆ 財務省と国家財政委員会による見直し ┆ 事務次官の委員会による見直し ┆ 閣僚の委員会による見直し <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">ミクロレベルの 積み上げ</div> </div> <p>1995年2月 内閣が承認し、95年度予算に盛り込む(前年比9%減)</p> <p>【成功理由】(OECD等の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ┆ 財政危機の認識が一般的に広まっていた。 ┆ 政治家が明確な使命を持ち、明確な結果を指向していた。 ┆ 財務大臣はクレティエン首相から強力な支持を得ていた。 ┆ 新政権の閣僚は、着任したばかりで自分の所管分野に膠着しなかった。



プログラムレビューにより、「財政劣等生」から「財政優等生」へ



* 国によって資産・債務の定義が異なるため、厳密な比較はできない。

出所 OECD

「事業仕分け」が問うこと

基本が大事

- Ⅰ 「事業仕分け」の内容は、いたってシンプルかつ基本的なこと。
 - － 何事も基本のマスターが成功のカギ。手を変え品を変え、目立つこと/新しいことに飛びついても徒労に終わるのが落ち(「行政評価」疲れ)。

国民一人ひとりの考え方・生き方

- Ⅰ 「事業仕分け」は、単なる歳出カット/(誤用されがちな)「リストラ」のツールではなく、行政サービスの具体的な見直しを通じて、本当の意味で言うリストラクチャリング＝私たち国民の考え方の再構築、自治体や国の仕組みの再構築に向けた議論の場でもある。
 - － 本当に、「自律/自立」を目指すのか？(「民」、「地方」)

(参考)「事業仕分け」がすべての起点

